

Title	白氏文集金澤文庫本私見：巻三十一を中心にして
Sub Title	A critical study of the text of Hakushi-Bunshu, the prose writings of Pochu-i, owned by the Kanazawa-Bunko Library
Author	太田, 次男(Ota, Tsugio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1972
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.44, No.3 (1972. 4) ,p.43(287)- 78(322)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19720400-0043

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

白氏文集金澤文庫本私見

——卷三十一を中心にして——

太田 次男

中唐の文人白居易（七七二—八四六）は没前年に、自から白氏文集七十五巻を撰した。これは五十三歳の時、元稹の手により編輯された白氏長慶集五十巻を基本にふまえ、それに増補が加えられた上でいわば定稿である。その間に繼足された六十巻本、六十五巻本、六十七巻本、七十巻本は、時に、自己の文集の永続を祈念して、諸寺に奉納されたが、その何れも現存しない。唐時代にその作品は頗る盛行をみたので、文集の全巻とはいわずとも、当時の好みに応じて、或る特定の巻あるいは詩が選抄されて行われたであろうことは、我国への伝来記事からも推測されるが、中国に於ては、およそ唐鈔本白氏文集なるものは、纔か二十首に足りない作品を収める敦煌本⁽³⁾を除いては、現在全く知られていない。とすれば、唐鈔本よりは原本から遠ざかる宋や明の刊本に拠る外はないのである。刊本には原本の姿を正確に保存しようとする志向が働くとともに、特に中国に於ては、広い意味での刊行時の文学觀も強く反映するので、通例、刊行が度重なる毎に原本との距離は増大する。従つて、原本に遡ろうとすれば、唐鈔本或いはその系統の写本が改めて求められるのである。

周知の通り、わが国に於ても、平安時代以来白氏文集は広く愛好され、刊本以前の唐鈔本も屢々将来されたに相違ない。その中でも特筆すべきは、白居易存命中の入唐僧惠萼による、明かに唐鈔本—恐らくは蘇州南禪院六十七巻本—よりの重鈔本の将来である。書写された惠萼本が一部全巻に及ぶのか、それが何時わが国に齎されたか、その原本が現存せず、

詳細は明かではないが、惠萼が彼地に在つて、唐年号会昌四年に書写したことを示す本奥書を有する巻も若干現存し、また、別にその奥書のみを転写した本の分をも併せれば、少くとも十巻分の奥書は知ることができる。

惠萼本をも含める唐鈔本系の写本の外に、平安中期には明かにその伝来が知られる北宋刊本⁽⁵⁾、更に北宋刊本をも含め、摺本と総称される何種かの宋刊本をも加え、写本には、更に、諸本などによる校訂作業が加えられつつ、伝承された。その際、七十巻にも達する厖大な文集が、一部完全に揃つて一所に存することは寧ろ極めて稀であつて、系統を異にし、或は、本文は近いが時に異なる文字をもつような本が取合せられることは、當時としてはやむを得ないことであつた。但しわが国では宋刊本はいわば稀覯に属するので、飽くまでも、唐鈔本の系統が主流をなしてゐたことは、平安・鎌倉時代書写の現存本の本文からも容易に推察することが出来る。刊本が主流をなす中国との点著しく相違し、わが国現存の文集古鈔本が注目されるのも当然といえよう。

その中でも白氏文集金沢文庫旧蔵寛喜年間写本は、巻数の上に於ても、他に類をみない二十八巻もが現存し、ここでも諸本が取合せられてはいるが、唐鈔本の重鈔本を主体として、特に惠萼の本奥書を有する巻をも含み、校訂も比較的行届いている。曾てわが国には、白氏の原本の面影を留める点で、これに勝るとも劣らぬ程度の本文をもつ文集は他にも無論渺なからず存したであろうが、いまは質・量共に無比の存在であるといえる。

金沢本本文を宋以後の諸刊本のそれと校比すれば、確かにその何れよりも數等勝れていることは、紛れもない事実である。ただ、これ迄この本への関心は専らその良質の本文それのみに集中され、本来先ず加えらるべき、各巻の書写全般に亘る实物に即した基本的検討は等閑に附せられてきた。

筆者はこの点に関し、後にも触れるごとく、金沢本の復元的研究⁽⁶⁾を試み、この本の書写直後には、誤写・脱字・不明確な文字等が累累と連なつていたものが、校訂時のはじめに先ず補正され、次いで、校訂作業が行われて校合注が書入れら

れ、更に、原本文の文字のうち、かなり多数が、その校合注に従つて、全巻に亘つて改められている事実をも具体的に提示した。従つて、現在われわれが手にする寛喜年間に書写された金沢本本文は、本文上予想以上の改変が加えられ、実は嘉禎校訂本とでも名付けるべき、これ迄の何れの本文とも異なる全く新しいものであり、書写直後の原金沢文庫本本文とは厳密に区別されることが必要である（以下、これを区別し、夫々を原金沢本、嘉禎校訂本と略称する）。この外、金沢本には少くとも二種の訓点が施され、時に前に施された方のヲコト点、句読点、訓が塗抹されるなど、本文校訂の外に、この面についても、苦心の跡が歴然と窺えるのである。このことに就ては、別に、改めて検討を加えることにする。

原金沢本に加えられた校訂作業は、系統を異にする何種類かの校合注による本文改訂であり、その操作の段階に於て、合理的に一貫した処置がとられず、従つて、嘉禎校訂本の本文改変過程は充分に検討されねばならない。と同時に、原金沢本各巻が、奥書に於てその本文が摺本に拠ることを明記されている卷五十四を除いて、他の総ての巻が唐鈔本系統に属すると断定し得るか否か、各巻の本文の系統そのものについても、同様、改めて検討を要するのである。

以下、この見地に立つて、本文上種々疑念の存する卷三十一を取上げて、現在の本文を筆者の調査の結果に従つて原金沢本に復元し、本文上の諸種の問題を吟味検討することにしよう。

先ず、卷三十一の尾題の直後に記載されている惠萼の本奥書そのものの検討から始める。
金沢本のうち、惠萼の本奥書が書入れられているのは、卷十二、三十一、三十三、四十一、五十二の五巻である。先ずそれを卷次順に挙げれば、

（卷十二） 会昌四年十四日 惠白（次行、一行空。上の「寫」、本文中の「寫」「屬」と比較すれば前者に近い。）

文集卷第十二(尾題)

(卷三十一)

文集卷第卅一

時会昌四年孟夏之月首夏上旬為書願達比國

(この二行、原本では一行に小字双行)

結当來縁鴈門人議記之

.....(以下書写奥書は後出)

(卷三十三)

文集卷第三十三

本云 会昌四年五月一日夜奉為 日本国僧惠萼上人写此本

(この二行、原本では一行に小字双行)

夜間睡夢用筆都不堪任且充草本了 告疏書之内題内也

.....(以下、書写奥書略)

(卷四十一)

文集卷第卅一

(一行空)

貞永元年大才壬辰七月十九日 唯寂房寂有帰本名歟令書之

同廿日校朱了 右衛門権少尉奉重

此帙

嘉祐三年十一月申請吉田諫議桑門資經御本加点了

本云時会昌四紀四月十六日勤了日本国居士空無

.....(下略)「此帙空無」は朱書

(卷五十一)

時会昌四紀夏四月二十九日 写了惠萼

南禪院補主房北小亭子得与本一校

碑

白氏後集卷第五十二（尾題）

（一行空）

となつてゐる。

ここで先ず氣付くことは、卷十二、五十二のごとく、惠萼奥書が本文の最後、尾題の前に書かれている卷と、卷三十一、三十三のごとく、尾題の次、各卷の書写奥書の前に位置する場合との二つがあることである。（尚、卷四十一の例は、本奥書が明かに吉田諫議桑門本に記載されていたものの転写であつて、卷四十一の本文とは無関係であるので考察の範囲外である。）そして更に、惠萼の本奥書の記載されていない卷にも注意を向けると、それらの何れの卷についても、尾題と書写奥書との間に一行が空けられていることに気づくのである。この一行を空けることが、最初から意識的に行われたか否かは無論明かではない。そして、卷三十一、三十三の惠萼の本奥書は、計らずも、その尾題のすぐ後の一行に小字双行にて書き入れられてるのである。空いた一行が常に残されていれば、校合の段階で、或る写本に記載された惠萼本奥書が偶然見出された場合、それをここに後補の形で書入れることも充分可能である。

卷三十三本奥書の終りにみえる小字「皆疏書之内題内也」のみは異筆であり、この「題内」を尾題の前と解すれば、この卷の場合も、元来は卷十二、五十二の位置と同様になる。また、頭に附してある「本云」からみれば、卷四十一と同様、校合に使用された一本からの転写とることが出来よう。とすれば卷三十一の本奥書についても、或いは同じような経路を辿つて、他の一本から転写されたものとも推測されるが、これを更に、本奥書の筆跡の上から吟味してみよう。

この卷三十一の首は、

文集卷第三十一（金沢文庫蔵書黒印）

大原白居易 / 中書制誥 / 舊體 / 凡二十七道

となつてゐる。「中書制誥」は一〇六まで六卷に亘り、「翰林制誥」（一一四）までの四卷と共に、白居易の政治家、そして

文章家としての一面が窺える巻である。この巻の本文はその内の二十七篇を收めるが、「ハイ」という校注からすれば、曾ては二十八篇をもつ一本も存したことになる。

ところで、本文の前に書入れられている篇目のうち、第廿八番目の篇名の最後の一字「制」(この一字のみで一行は終る)をも含め、それに続く本文の第一篇目から第四篇目までを記載する料紙は、他の部分より幾分厚手の表紙が使用され、しかも全体に淡く渋を引いてある。界高は他の部分と同じであるが、界幅(一・八×一・〇釐)は他の部分の二・三釐に比して幾分狭い。後に述べるが、文字もこの部分のみ他とは異筆である。写真で見てもこの部分は全体が黒ずんで見える。その範囲を具体的に示せば、

韋覬可給事中庾敬休可兵部郎中知制誥同

制(ここまで篇目)(上の「制」は次行四篇と同筆ならん)

張徹宋申錫並可監察御史制(こゝより本文、篇名)
(本文略す)

郭豐貶康州端溪尉制

第十二妹等四人各封長公主制

王遠除秘書郎制

楊子留後・絳州長史三人同制(前の四篇の篇名)
(位置やゝ高し)

の点線間の部分がそれに当る。

この四篇は明かに後に継足されたものであるが、最初の「張徹宋申錫…」の一篇は二十七篇の篇目の中にも既にみえるので、これを除き(何故ここで新たに三篇ではなく四篇が加えられたかに就ては註記(7)参照)、二十七篇を本文とする一本より

も三篇多い、つまり三十篇を収める一本が別に存し、校合に際してその三篇が継足されたとみてよかろう。それを示すかのように、篇目の中にも（これは本文に於ける順序とは異なる。その理由に關しても註記（7）参照）、この三篇の篇名が一所に並べられて、継足しの本文三篇と同筆で継足されている。この部分の界幅も四篇のそれと同じくやや狭い。

四篇を継足するために、原本文は篇目の終りから、最初の「張徹宋申錫…」一篇の本文の長さに相当する部分の紙が切除されたわけであるが、「楊子留後…」という題名の前で切られた切断部をみると、上欄の位置に「〇有裏」とあり、その字の上に、継足しの料紙の継目が重なつて糊づけされているので、この小字書入れば写真では無論見えず、現物でも注意深く透視しない限り見ることは出来ず、これ迄殆んど氣付かれぬままになつていた。この書入れに従つて裏をみると、丁度紙が切断されて、文字の左半分は總て失われているが、篇名らしき九字がみられ、これを復元すれば、

郭豊^を・貶康州へ端へ溪へ尉へ・制。（へへ内は推定、平仮名はヲコト点の翻記。「・」及び「豊」の下「一」は朱筆）

と、本文は失われたが題名のみは辛うじて判読できる。これは二十七篇本には無い一篇で、三十篇本には含まれている。恐らくは校合時に於て、二十七篇本には無い一篇が、ここに増補、裏書されたものと推定される。裏書篇名の九字は、表の本文と同筆とは見做し難いし、また、増補三篇の文字とも異筆である。裏書が「郭豊貶…」の一篇のみであると推定するには、二十七篇をもつ本では、裏書に要する紙の長さに該当する表の部分に書かれている篇数は「張徹宋申錫…」一篇があるだけであるからである。若し裏書の方が表の部分より長篇であれば、当然篇目の裏にまで文が延び、そうすれば、紙を切断した後にも、後半分は、尚裏書として残る筈であるが、それが全くみられないでの、この裏書は一篇以上でないことは明かである。とすれば、この裏書一篇は恐らく二十八篇本からの増補といえよう。

篇目の中に継足された三篇の題名の筆と、本文に増補された四篇の筆とは明かに同筆と認められる。これは次の写真をみれば明瞭であろう。と同時に、これ亦写真に示したごとく、尾題の次に書入れられた「時会昌四年…」の恵萼の本奥書

文集卷第廿一

特曾與之并立之月有足上同書頤堂之因
結言未復原以人識此之

熟學與原引培農制

第十二妹等四人各封表公主

王達除名者所也

熟學與原引培農制二十四石八斗史接狀承恩賜國
有常與本而行之可原引培農制前自外置同上負仰此歸多望

第十二妹等四人各封表公主

熟學與原引培農制

本文継足しの一部

篇目継足し部分

尾題後の本奥書

の筆も、詳細に検討した結果、以上の二ヶ所と同筆である可能性はかなり高い。墨色も三ヶ所は何れも同じである。そして、四篇の継足し分の本文中には、

表 先帝肅雍之訓

(第十二妹等四人各封

長公主制)と、「先

帝」の上一格を空けている所からすれば、この継足し増補四篇の本文が唐鈔本系統であることは明かである。尚、篇目、本文継足し分及び惠萼本奥書の筆跡に似た筆による本文の校

合注がこの巻の数ヶ所に認められるが、同筆と確認するまでには至らない。

以上のことからすれば、「会昌四年…」の惠萼の本奥書は、元来この二十七篇をもつ本文に初から記されていたものとみるよりは、はじめ三十篇を持つ唐鈔本系の本に記載されていたものが、三篇を増補する際に、一緒にこの本奥書もここに転写、書き加えられたとする推定の方が無理がないようと思われる。この巻三十一は惠萼の本奥書を有する稀少な巻の一つであるが、本奥書が本文と無関係のものとすれば、この本文も改めて検討し直す必要が生ずる。

註

(1) 東林寺・白氏文集六十卷太和九年(六十四歳)、聖善寺・白

氏文集六十五卷開成元年(六十五歳)、蘇州南禪院・白氏文集
六十七卷開成四年(六十八歳)など。

(2) 白居易の生前既にわが国に伝えられた「元白詩筆」(承和
五年「文德実録」)、「白家詩集」六卷(円仁「入唐求聖教目
録」)などは、白氏文集という全集とは別に、当時中国では、
もつと自由に編せられた白氏作品集が流布していた一端を知
る好資料といえる。

(3) 唐鈔本敦煌本(ペリオ文書五五四二号・文学古籍刊行社刊
白氏文集南宋紹興年間刊本尾に附載)も白氏文集そのものの
断簡ではなく、一種の作品集といえよう。本文については、
原本の面影を偲ばせるに足りるが、同時に既に本文に変化を
生じていると覚しき個所も多々認められる。これは敦煌の地
理的位置を考慮に入れれば思い半ばに過ぐるものがあるう。

(4) 惠萼の入唐は前後四回に亘り、文集書写の活動は第二次
夫々、二、三、四番目に位置する。前述のごとく、篇目の中

〔承和十一年(八四四)春までに入唐、同十四年七月帰朝〕

がこれに該当しよう。

(5) 『御堂闕白記』に見える「摺本文集」(寛弘七年十一月廿八
日条・長和二年九月十四日条)や、同時代の『權記』の「摺
本文集」(寛弘七年十一月廿八日条)という宋刊本白氏文集
に關する記事は中国では北宋真宗の頃のことであり、また内
閣文庫蔵『管見抄』(正元々年成立、永仁三年写)末尾にも
景祐四年(一〇三七・北宋仁宗の年号)の「有白氏文集一部
七十二卷可以印行」という記事が記載されている。

尚、『管見抄』については、拙稿「内閣文庫蔵『管見抄』
について」(『斯道文庫論集』第九輯)参照。

(6) 拙稿「大東急記白氏文集金沢文庫本の復元について」(上)
〔かがみ〕第拾五号) 参照。

(7) 卷三十一、篇目をみると、増補三篇の順序ははじめより夫
々十六、十七、十八番目にあるのに、これを本文でみると、
夫々、二、三、四番目に位置する。前述のごとく、篇目の中

の三篇の篇名の筆と、本文中の三篇（実際にはもう一篇を加え四篇）の筆は同一であるのに、この順序の相違を如何に解すべきであろうか。以下、私見を述べる。

既述のごとく、この本文は二十七篇であるが、校訂時に二十八篇を有する一本より、一篇が、恐らくは二十八篇本の順序に従つて、「楊子留後……」の篇の前に位置するものとして、裏書として増補された。その後三十篇を有する一本も校合に使用され、その三篇が増補されることになり、その本の順序に従つて、三つの篇名が先ず篇目の中に継足された。本文に於ても本来はその順序の場所に継足されるべきであるが、三篇の中のはじめの一編（「郭豈貶……」）は既に裏書として増補した二十八篇本の一篇と重複する。この不都合を避け

一

既に触れたごとく、現在われわれが見る金沢本の本文は、書写後全巻に亘り、或いは補正され、或いは校合注に従つて改変され、原金沢本とはかなり異なる本文となつた。

いま、これを原金沢本に復元し、補正或は改変の操作過程を若干示せば（引用文集本文の巻数は那波本に拠る）、

「ここで卷次の下は題名。（ ）内は原金沢本の文字、〔 〕内は校合注のうち胡粉を以て塗抹されたものを示す。」
(卷六、蘭若寓居) 夜 (鳥) 東庵下 本文原字「鳥」を塗抹し、その上に改めて「息」を書入れ、校合注「息ヤスマス」は同じく胡粉を以て消す。諸本「息」を作る。

るために、三十篇本の本来の順序を変更して、二十八篇本の一篇を裏書きにして増補した個所に合流したのである。裏書として書入れられた一篇（「郭豈貶……」）の表本文に当る篇は「張徹宋申錫……」に相違ない。この表裏の各一篇を記載する紙の部分が切除され、そこに記載された表裏併せて二篇と、増補三篇の中の残り二篇、計四篇が新たに書写されて継足されたものと推定される。継足し三篇が、篇目と本文とで順序を異にし、且つ三篇で足りるのに四篇が新たに書き加えられたのは、こう推測する外はなさそうである。この継足の時期は明かではないが、裏書残存の題名の文字に既にラコト点が施されているので、少くとも、書写奥書にみえる「貞永二年正月八日朱点了」以後であることは明かである。

(卷九、秋月) 夜初色 (暮) 然 塗抹以前の本文の原字「暮」を消し、「蒼」に改む。校合注「蒼 摺本」も消す。諸本「蒼」に作る。
〔蒼 摺本〕

以上は原金沢本にみられる単純な誤写と思われる例であり、同性質の訂正は金沢本の全巻に亘り、極めて数多く加えられている。

この程度の訂正に止まらず、更に、本文の改変に及ぶ例がある。

(卷十七、潯陽歲晚(下略) 可憐(魯司馬) 本文原字は「魯」。「句 或本」「白」の二つの校合注を書入れ、次で「魯」を塗抹して「白」に改む。右側書入はそのまま残し、左側「白」のみ塗抹す。諸本「白」に作り、現存本では、「魯」の例は他には見当らない。但し同じく金沢本(卷十七、夜送孟司功)に「白司馬」という校合注を存する例があり、「魯」は「魚」に誤られ易いので、この二例からみても、曾て「魯司馬」に作る本文が存したことは充分考えられる。平岡武夫氏の考証によれば、本文としては「魯司馬」の方が妥当である由。

(卷十七、春聽琵琶(下略) 亂(鳴) 真珠 本文原字「鳴」を塗抹し、その上「写」に改む。校合注をも消す。諸本「写」に作る。卷三「五絃彈」の「水写玉盤」など、「写」の用例は多く、意味の上では「鳴」「写」共に近い。

(卷六十五、晚上天津橋(下略) (題) 閑(坐) 本文原字「坐」を塗抹し、その上「望」に改む。諸本「望」に作る。無論、文意からすれば「坐」も通じ、文字の形からみても單なる誤写とは思われない。

以上の例は本文原字が金沢本以外の他の現存本本文には全く見出しえない例であり、他に類例がないので、金沢本原本文が如何に貴重であるかを示しはするが、本文の系統を考察する上では殆んど役立たない。

処が、次の諸例は本文原文字と同じ本文をもつ諸本が現存し、それが異なる校合注に従つて改変された例であり、これは金沢本各巻の系統を検討するための資料的価値は極めて高い。

(卷九、寄題蓋屋序前双松) (生) [半] 意漸欣欣 本文原字「生」を塗抹し「半」に改む。右側注「半」も消す。左側注「生」
〔摺本〕は改めたる後に書入れたるか。諸本「生」に作る。

(卷十二、長恨歌) (宮) (葉) 满階 本文原文字「宮」、及び「葉」は「世」の部分を塗抹し、注に従い夫々「落」「葉」に改め、後、注も消す。この「落」は、わが国の旧鈔本系である東大寺宗性の白氏文集要文抄や内閣文庫蔵管見抄、中國では文苑英華本などにみえる外は、宋刊本・馬元調本や、わが那波本も何れも「宮」を作る個所である。旧鈔本系の金沢文庫本本文もこれまで無論「落」に作るものとして認められていたのであるが、ここにみられる通り、原金沢本本文では実は「宮」に作られ、それが、如何なる系統の本文であるかは明かではないが、書入れられた校合注により、校訂の段階に於て改められていることが初めて明かになつた。

(卷十七、元十八從事(下略)) 一盃 (可) 易得相逢 本文原字「何」の偏のみが右側校合注に従い消されて、「可」に改められた。後に校合注も消されている。左側の書入れは「何」が「可」に改変された後に書き加えられたものであろう。

諸本「可」に作るが、唐鈔本系の古鈔本の一本を校注に多く採る蓬左文庫蔵那波本には、校注として「何」を載せている。

(卷六、喜陳兄至) 携觴 (嬾) 独酌 本文原字「嬾」を校注に従い「嬾」に改め、注をも消す。これは諸本「嬾」(又は「嬾」)に作り、文意からすれば特に改変を要しないが、「嬾」「嬾」は我国では通用された例が多い。

この四例と同類の改変個所も、全巻に亘つてかなり多く、これら本文の原文字は、何れも曾て諸本と同じであつたことが復元により初めて明かになつた。

以上の例から、今後白氏文集本文の比較に当つては、金沢本をただ漠然と金沢文庫本と呼ぶのみでは不正確であつて、少くとも、筆者のいう原金沢本と、嘉禎校訂本の名で概括される鎌倉期の校訂本との二つを、区別して考へるべきことが

理解されたであろう。しかもその嘉禎校訂本も更に厳密にいえば、数次に分けて考えるべきである。

次に、この復元を卷三十一に限つてみれば、先に挙げた誤写の訂正をはじめ、本文の改変などが、何れも各巻と同程度に含まれている。いま、復元された原金沢本卷三十一の本文の系統を検討するに必要な個所のみを挙げ、刊本諸種と比較すれば次の通りである。(表中、(宋)は南宋紹興刊本の、(那)は那波道刊古活字版の、(馬)は明馬元調刊本の、夫々の略称を示す。)

本文文字右肩()内番号は花房英樹『白氏文集の批判的研究』所載「総合作品表」に拠つた。以下、番号はすべて同じ。)

(1515) 心(ハヌイ)
擧三職(本文原の字を改む)

修(宋)

修(那)

修(馬)

(1516) 筆(ハヌイ)
擧三職(本文原の字を改む)

修(宋)

修(那)

修(馬)

(1517) 筆(ハヌイ)
雄健(「力」に加筆し)
(「力」に改む)

力

力

力

(1518) 有(不)便於時者(「不」に加筆し)
(「未」に改む)

不

不

不

(1519) 講詔(ハヌイ)
而已(「命」に改む)

力

力

力

(1520) 勅西(ハヌイ)
曰益部(「南」に改む)

力

力

力

(1521) 其(ハヌイ)
於張大(「其」に加筆し)
(「某」に改む)

力

力

力

(1522) 有後先(ハヌイ)
事有緩急(「寺」に改む)

力

力

力

(1523) 換(ハヌイ)
居(ハヌイ)
人部(本文原の字を改む)

力

力

力

(々) 而望 〔倍イ本〕

而望 (倚) 爾功也 (本文原の字を「倍」に改む)

(々) 然 〔問〕

然 (問) 曰与吾坐 (もとの字「問」に改むに加筆)

(1521)

命為郎 〔示イ〕
命為郎 (主) 吾信賞 (本文原の字を「示」に改む)

(1522)

生齒之 〔衆〕
生齒之 (衆) (本文原の字を「籍」に改む)

(1523)

提 〔糾イ〕
提 (糾) 繆綱 (本文原の字を「糾」に改む)

(1524)

紐有条之綱 〔梶イ〕
紐有条之綱 (梶) 妄動之輪 (本文原の字を「梶」に改む)

(々)

会 〔政〕 〔決〕 要 (もと「政決」に改むを)

(1524)

威福懸 〔其〕 手 (本文原の字を「乎」に改む)

(々)

得不慎 〔也〕 (本文原の字を「耶」に改む)

(々)

來暮之声 〔仲〕 〔聞イ〕
來暮之声 (仲) (人) 吾耳 (本文原の字を「仲聞」に改む)

(1525)

以石 〔象〕 〔或本〕 仍叔 〔応〕 詔 (上、もと「暨」を「象」に改む。下、もと「応」を「或本」に改む)

應	暨	佇入	梶	糾	籍	主	問	倚
---	---	----	---	---	---	---	---	---

一	一	佇入	梶	糾	衆	主	問	倚
---	---	----	---	---	---	---	---	---

應	暨	佇入	梶	糾	籍	主	問	倚
---	---	----	---	---	---	---	---	---

ナシ (但し、次に、諸本に「夫」を加う)

(々) 皆適所用 「トクタシ」

(本文原の字を
「下」に改む)

(宋) 平

(馬)

(路) (而) 魏 想

懇 已上或本
〔本文もと「路而想懇」に改む〕

(那)

平

(路) (而) (想) 聖

懇越而
〔本文もと「路而想聖」に改む〕

(那)

平

(編) 鎮 殿 定

〔本文原の字を
「制」に改む〕

懇越(越ナシ)

(宋) 平

(馬)

(1527) 作股肱心 「脅」 之田

〔本文原の字を
「脅」に改む〕

鎮

鎮

脅

(々) 大節大 労

書田令 〔勞〕 〔本文原の字を
「勞」に改む〕

勞

勞

脅

(々) 故 能 統御之初

〔能〕 〔於〕 〔本文原の字を
「於」に改む〕

能

能

脅

(1528) 燕翼之 方 所致也

〔謀〕 〔方〕 〔本文原の字を
「謀」に改む〕

方

方

脅

(々) 自家 刑 国

〔刑〕 〔形〕 〔本文原の字を
「形」に改む〕

刑

刑

脅

(1529) 同詰田 俊

〔俊〕 〔本文原の字を
「俊」に改む〕

俊

俊

脅

(1530) 朝議郎 守 太常博士

〔行〕 〔守〕 〔本文原の字を
「行」に改む〕

守

守

脅

(々) 羊杜間 別 有陟明之典

〔別〕 〔典〕 〔原の字の偏のみを
「典」に改む〕

別

別

脅

(1531) (題) 右神 策 将軍

〔策〕 〔武〕 〔本文原の字を
「武」に改む〕

策

策

脅

(ニ) 姚成節〔ノ頃イ〕為天平軍裨將〔本文原の字を改む〕

嘗 嘗

(1536) 亡母〔ノ榮イ〕陽郡太君〔本文原の字を改む〕

嘗 嘗

(ニ) 其職〔受イ〕思乃名〔本文原の字「受」に加筆「愛」に改む〕

榮 榮

(1538) 心躰懈〔怠イ〕〔本文原の字を改む〕

爰 爰

(ニ) 逸于〔天〕官虛舟為心〔筆、「太」に加〕

天 天

(1540) 利刃在手全〔才〕具美〔本文原の字を改む〕

才 才

(題) 韋〔覲イ〕可給事中〔本文原に之を改む〕

覲 観

(ニ) 可使書詔命〔而〕〔專〕〔右〕席而〔原の本文「而」を「立」に改む〕而專右 而專右 而專右

覲 観 観

(ニ) 選任備〔筆イ〕〔本文原の字を改む〕

注 注 注

(註) 以上の表示に於て、原文より省略したり改変するなど、説明を要する個所に註記する。

(1515) 右側注、もと「、條〔ヲチヘ〕」とある訓を略し、「イ」を右に移す。(1518) 「勅西〔川〕」の右側注の外側に更に〔摺本元〕とあるを略す。(1510) 「(明)時」の摺本は「明」に作るとの注か。(1510) 右側注、もと「倍〔ヤサ〕」とある訓を略

摺本

す。(一五四〇)「然(問)」「問」の「口」に加筆「間」に改めたるごとくみえるも、もとの「口」断定し得ず。(一五二四)もと「(仲)(人)」と「仲人」の左側に見せ消ちを施す。この二字、或いは「併入」の誤写か。(一五二五)～(一五二九)迄、那波本の個所「一」とあるは、この間欠文。(一五二五)上、右側注、もと「象^与_{或本}」とあり。下、もと「塞イツ」とあり。(一五二六)「(想)(誠)」は「懇越」の誤写か。左側注一字目「一」とあるは、「(潞)」の偏「シ」のみ抹消しある故、「路」に同じという意ならん。(一五二七)「大(勞)^{劳イ}」、右側注は校合注ではなく、原字「勞」を「勢」に改めるに当たり、「勞」を残すために注記したものならん。この種の書入は他にも例多し。(一五二九)「(俊)」は断定し得ず。(一五三四)右側注もと「〔、則イ^{摺本无}〕」とあり。(一五三五)「(策)」を「武」に改めたる個所、本文中にも一個所あり。(一五三五)右側注もと「〔、頃イ^{ノゴ}〕」とあり。(一五三六)「(受)」は「爰」の誤写か。もと「〔受イ^无〕」とあり右側「イ无」のみ摺消す。(一五三八)「懈(怠)」の右側注もと「〔、憊イ^{ノコ}〕」とあり。(一五四〇)「(覩)」を「顎」に改めたる個所、題の外、本文にも三個所あり。

以上の引用例により明かなごとく、嘉禎校訂本以前の原金沢本本文に復元すれば、曾ての、刊本との間にみられる相違個所は殆んどなくなり、この表で南宋本と異なる文字は、四十一例中、纔か二個所(一五四〇)、(一五二一)があるに過ぎないことが明かになつた。

以上の外、復元とは関係のない個所で、金沢本と刊本類の相違をすべて挙げれば、次のようになる。

中書制誥	一舊体	凡二十七道	(宋)	(那)	(馬)
(1517)	刑イ ^刑	奏之州獄者	(もとの字を摺消)	刑	刑
(1518)	征鎮之賓僚			泰	泰
(1520)	御史大夫判度支	上柱府国	(上柱に改む)	上柱	上柱
(")	司会踰月			逾	逾

(1522) 秉閨色筆

潤 潤 潤

(1525) 可左補闕「三」人制〔三〕に改む)

右、三 右、三 右、三

(1526) 以文行〔謀〕「畫」〔書〕を「謀」

謀畫 謀畫 謀畫

(1533) 其声夫洋束梁之

更 更 | 更

(1537) 弁論官材澄汎流品

汰 汰 汰

以上の例にはいわば強いて求めた相違もあり、このうち、「僚」「秦」、「踰」「逾」、「潤」「閨」の相違などはここに取上げる必要がないかも知れず、また「府」には見せ消ちが施されており、復原と関係のない個所に於ける本文上の相違は極めて少ないとなる。つまり、原金沢本は版本と極く近い本文であることが、これにより愈々明かになつた。

この外、金沢本本文に補入された文字のうち、刊本に無い例としては、

(1515) 有父母之道焉。郡邑之間 介 摺本无

(宋) 「介」ナシ

(那) 「介」ナシ

(1516) 全秦之。郡也 近 摺本无

(近) ナシ

(近) ナシ

(1517) 南鄭梁之。邑也 大 摺本无

(大) ナシ

(大) ナシ

(1518) 宿可也宿。立朝。歷御史 自 摺本无

(自) 「來」ナシ

(自) ナシ

(1519) 仍遷。秩為吾兵郎中 名 摺本无

(名) ナシ

(名) ナシ

(1520) 行 摺本无 封 摺本无

(行) 「封」ナシ

(行) 「封」ナシ

(1521) 可。給事中散官勲。如故 紫 摺本无

(紫) ナシ

(紫) ナシ

(“”)	蜀必理矣。輒三吏	夫	摺本无	(末)	「夫」ナシ	(那)	「夫」ナシ	(馬)	「夫」ナシ
(1520)	施	摺本无		「施」ナシ	「施」ナシ	「施」ナシ	「施」ナシ		
(“”)	或先。勞而後								
(“”)	与吾坐而決。丞相已下	事者自	摺本兩字无	「者」「自」ナシ	「者」「自」ナシ	「者」「自」ナシ	「者」「自」ナシ		
(1521)	李虞仲。西川觀察判官	鉢南	摺本皆无	「鉢南」ナシ	「鉢南」ナシ	「鉢南」ナシ	「鉢南」ナシ		
(“”)	尚書	摺本无		「尚書」ナシ	「尚書」ナシ	「尚書」ナシ	「尚書」ナシ		
(“”)	檢校。刑部員外郎	往	摺本无	「往」ナシ	「往」ナシ	「往」ナシ	「往」ナシ		
(“”)	丞相文昌鉢。鎮撫之	吾イ	摺本无	「吾」ナシ	「吾」ナシ	「吾」ナシ	「吾」ナシ		
(“”)	善政聞。寧久遺			「賜」ナシ	「賜」ナシ	「賜」ナシ	「賜」ナシ		
(“”)	散官勲。如故	賜名イ	摺本无	「賜」「各」ナシ	「賜」「各」ナシ	「賜」「各」ナシ	「賜」「各」ナシ		
(1522)	散官勲。如故	封イ	摺本无	「封」ナシ	「封」ナシ	「封」ナシ	「封」ナシ		
(1524)	散官勲。如故	進	摺本无	「進」ナシ	—	「進」ナシ	「進」ナシ		
(1526)	頒賞已逾時。秩宜加等	男	摺本无	「男」ナシ	—	「男」ナシ	「男」ナシ		
(1527)	(題)并廻授。爵制								

の十九例があり、このうち、一五二一の二例、及び一五二二、一五二四の各一例、計四例のみは「イ」本よりの補入である外は、何れの本よりの補入であるか明かではない。ただこの補入書入れのすべてに「摺本无」と注記が加えられている。つまり、この個所は、卷三十一本文と摺本のそれとがすべて同じであることを、計らずも示している。

この外、更に原金沢本と刊本と異なる個所として、

(1515) 「今歟」之郡守 「令」に加筆して「今」に改む。右側書入を消す。刊本何れも「今」を作る。

(〃) 「古イ」侯伯也 「士」に加筆「古」に改む。右側書入を消す。刊本何れも「古」を作る。

(〃) 「今歟」之邑古子男也 「令」に加筆「今」に改む。右側書入を消す。刊本何れも「今」を作る。

(〃) 「奏摺本」告專達 原字「奏」の「禾」のみ消し「天」に改む。右側書入を消す。刊本何れも「奏」を作る。

(〃) 「并摺本」申 実良士 本文原字に加筆「弁」に改む。右側書入を消す。刊本何れも「弁」を作る。

(〃) 其宜 且 各悉心 本文原字を「宜々」に改む。右側書入を消す。刊本何れも「宜宜」を作る。

(1517) 御史 夫 紹理之 本文原字を「史」に改む。右側書入を消す。刊本何れも「史」を作る。

(〃) 固不專於掌侍 「奉」 本文原字を「奉」に改む。右側書入を消す。刊本何れも「奉」を作る。

(1518) 「次イ」女 命審規為上介 本文原字を「次」に改む。右側書入を消す。刊本何れも「次」を作る。

(1520) 与我坐 「而」 決事 本文原字を「而」に改む。右側書入を消す。刊本何れも「而」を作る。

(1523) 天下有受其 「鑒」 者 本文原字を「鑒」に改む。左右書入を消す。宋本「鑒」に、那波本・馬本「弊」に作る。

(〃) 端諒 「勤」 敏 本文原字を「勤」に改む。左右書入を消す。刊本何れも「勤」を作る。

(1525) (題) 工部員外郎李 「石イ」 本文原字を「石」に改む。右側書入を消す。刊本何れも「石」を作る。

(〃) 飛騎尉辛 「兵」 度 本文の原字を「丘」に改む。宋本・馬本「丘」に作る。(那波本、欠)

(〃) 求方略忠謙之 「古イ」 本文原字を「士」に改む。右側書入を消す。宋本・馬本「士」を作る。

(1532) 能本於〔文〕〔學〕本文原「學」を「文」「學」に改む。右側書入を消す。宋本・馬本「文學」に作る。

(1537) 剛柔不〔吐〕茹本文原字を「吐」に改む。右側書入を消す。刊本何れも「吐」に作る。

(〃) 而今〔而後〕本文原字を「而後」に改む。右側書入を消す。刊本何れも「而後」に作る。

(〃) 何往而不〔通〕哉本文原字を「適」に改む。右側書入を消す。刊本何れも「適」に作る。

(1540) 賦命〔進〕允本文原字を「惟」に改む。右側書入を消す。刊本何れも「惟」に作る。

の二十例があるが、「一五〇」「一五三七」を除き、これらは何れも原金沢本の書写時に於ける誤字と認められよう。

同様の意味から、これまでの例と重複しないもので、卷三十一本文と摺本よりの校合注との相違する個所を、紹興刊本をも参照しつつ挙げれば、

(篇四) 王元輔〔加中丞〕本文原字を「加」「中」に改む。紹興本「加中」を作る。

(〃) 亡母鄭氏等〔賜〕太君制本文原字を「贈」に改む。紹興本「贈」を作る。

(1515) 仍憲簡俾往〔牧〕本文原字旁「父」のみ確認。「牧」に改む。紹興本「牧」を作る。

(1516) 蘇頲〔蘇頲〕大手筆紹興本「蘇頲称」を作る。

(1517) 骨鯁之官〔骨鯁〕紹興本「鯁」を作る。

(1518・題) 各檢校〔各〕紹興本「各」を作る。

(1523) 事一失〔矢〕紹興本「失」を作り。本文原字「矢」に補筆「失」に改めたるか否か、確認し難し。

(1525) 虫讐之〔古〕置予左右〔古〕紹興本「古」は既出。紹興本、下、「置」を作る。

(〃) 可 〔口〕 〔依 摺本〕 前件 本文原字不明、「依」に改む。紹興本「依」に作る。

(1527) 大節 尚 摺本 大勢 向 摺本 紹興本「節」に作る。

(〃) 子何愛焉 摺本 紹興本「何」に作る。

(〃) 。於統御之初 紹興本「吾」な。

吾 摺本

(1529) 師旋未 〔展 摺本〕 紹興本「旋」に作る。「展」は既出)

(1531) 推己 〔及 摺本〕 〔反 反 摺本〕 物 本文原字「及」に改む。紹興本「及」に作る。

(1535) 姚成節右神 〔策 摺本〕 将軍知軍事制 紹興本、本文に同じ。

(1538) 隰 〔朋 摺本〕 明 侍 本文原字「朋」に改む。紹興本「朋」に作る。

(1540) 文之選莫 〔鄧 摺本〕 難於司言 紹興本「難」に作る。

(〃) 可使 〔平 摺本〕 奏議而坐左曹 本文原字に補筆「評」に改む。紹興本「乎」に作る。

(〃) 无 〔類 摺本〕 之珠 本文原字「類」を「類」に改む。紹興本「類」に作る。

ここに校合注として引かれる摺本は、宋刊本ではあるが、如何なる本か明かではない。ここで、原本文及び摺本よりの校注にみられる明かに誤写と思われる文字を除いて考えれば、原金沢本文と紹興本との距離は、校注摺本とのそれより遙かに近いことは明かである。

最後に、尚、若干の例を加えれば、

(1525) 可使 〔來 東〕 帶同升諸朝 この「來」は始め墨筆「ノ」を以て消した後、改めてこの斜線のみを消しているので、

「來」はそのまま生きている。但し、右側書入「束」も消されている。宋本・馬本何れも「束」に作る。

(1537) 爾宜節躬承命 飾付 この「節」は全く改められていないが、刊本何れも「飾」に作り、意味の上からやや疑念が存する。

があり、この二例は、何れも手を加えるべくして、改められないまま残された訂正漏れの個所かと思われる。

以上、本文全体に亘り、問題を含む個所のすべてについて諸本との校比検討を行つた結果からすれば、復元された原金沢本は、現存の刊本では、特に南宋紹興刊本に近い本文をもつことは、最早動かすことは出来ない。

II

金沢本が唐鈔本系統の本文を主体とすることは既に述べた。

そして、唐朝の皇帝、朝廷、詔勅などに關する文字の上には、

(卷十一) 従官郎吏伏 上馬前請

(596)

闕字

(卷十一) 当皇唐受命之九葉兮令夷与華〔皇〕の上、一字闕字の意ならん

(1409)

闕字

(卷十一) 時宰以公塞へ詔擢拜和州刺史

(1459)

摺本闕字无

などのごとく、一格を空けることは唐鈔本系であることを明かに示している。特に卷三十九翰林制詔などでは、内容上当然のこととはいえ、各篇の題から先ず、「与王承宗 詔」「批百寮嚴綏等賀 御撰屏風表」「与於陵 詔」などと篇毎に空格があり、その本文も当然これに応じて、該当個所は多く空格に従う。

だが、内容上からはこれと同類に属する「中書制詔」二十七篇を収める卷三十一には、先に挙げた唐鈔本系統よりの文の継足し分に一箇所、空格を存する個所が認められる外は、当然空格に従うべき個所にも一ヶ所も認められない。これは

若し唐鈔本系統本文とすれば、寧ろ奇異といわねばならない。

しかし、空格が認められない代りに、この巻には、宋代皇帝の諱を避けるための欠筆個所が多数認められるのである。これをして挙げれば（コチック体の文字。何れも末画を欠く）、

(篇田)(1540・題) 韋覲可給事中庾敬休可兵部郎中知制誥同制

(1515・題) 楊子留後殷彪授金州刺史

(1515) 勅某官殷彪等今之郡守古侯伯也

(1524) 次臨灤郡著能名用爾所長副吾所急

(1540) 朝散大夫尚書禮部郎中上柱國庾敬休溫裕端明

の六ヶ所があり、この外にも、

(1527) 或延恩任子次勤第品咸按旧章行乎敬之哉

(1540) 如顕敬休不宜疎遠

(〃) 宜自儆重無恭吾言(もと欠筆のある「敬」。
人偏及び末画を補筆)

(〃) 敬休可守尚書兵部郎中知制誥

の「敬」及び「儆」は、原金沢本に於ては何れも末画を欠いていた。これに異筆にて補筆して「敬」に改めたものであり、この四ヶ所も、当然、欠筆の中に算えられる。

また、この外にも、

(篇田) 魏博軍將呂晃等從弘正到鎮州：

(1519・題) 魏博軍將呂晃等從弘正到鎮州：〔弘イ〕

(1519) 勅去年冬命侍中弘正建大将军旗鼓

の三ヶ所の「弘」は、諸本何れも「弘」に作る個所である。この文字の使用例は多くはないが、南宋紹興刊本に、

(1483) 近者足下与李弘慶友善弘慶客〔「弘」は欠筆〕

(1835) 和上國弘清淨之教思安辺

と、二ヶ所に用例を見出すことができた。この宋刊本では「弘」は欠筆すべき文字であるので、当然末画を欠くべきである。宋刊本の他の個所はすべて「弘」は欠筆しているのに、この二箇所のみ「弘」に作るので、この字も欠筆に準ずるものと見做して然るべきであろうか。

以上を整理すると、「敬」六箇所、「敬」一箇所、「殷」二箇所、「激」一箇所、「吼」三箇所、計十三箇所で欠筆がみられ、これは次に述べるごとく、卷三十一欠筆の該当文字のすべてである。その点でこの巻の欠筆は極めて正確である。

次に、北南宋の皇帝の諱に関わり、欠筆すべき文字を歴代順にすべて表示し、この中に於て卷三十一の欠筆個所の有する意義について考察を加える。(傍線として「—」を施した個所は金沢本の欠筆文字、「…」を施した箇所は南宋紹興刊本の欠筆文字

を示す

始祖 玄 腔眩縣懸絃畜弦炫弦

朗慎浪狼堆煊

精

高祖

曾祖

卷一百一十五

卷之三

白氏文集金沢文庫本私見

太祖
匡
璧
勤
境
鏡
獍
章
殷
渢

太宗
靈秋景阿

義

真宗 恒姫

卷之二

(景祐) 三

英宗 曙 署樹屬豎
父允 謙

高宗 構 嫦購觀溝姤穀
(紹興) (以下、南宋)

神宗 琅 眇旭
哲宗 熙 胸
徽宗 佶 吉姑佶

光宗 悟 敦墩鶴
寧宗 擠 郭廓鷺椋
理宗 驯

欽宗 桓 壇完丸院瑗源亮
(紹興本「桓」の個所)

この表で見れば、金沢本卷三十一に於て欠筆の加えられている三字は、何れも北宋極初期に限られていることが知られる。比較の意味からこれを紹興刊本の同じ巻（この本では巻四十八）でみれば、「…」の傍線を施したごとく、金沢本と重複する文字を始めとして、北宋最後の欽宗の「桓」に至るまで、紹興刊本刊行の年代である高宗の紹興年間以前〔他の巻では南宋・高宗の「構」も欠筆するが（但し「犯御名」と注す）、巻二十一ではこの文字は本文に使用されていない〕の該当文字に対する欠筆が多くみられる。これに対して金沢本では、本文中にある太祖以下の該当文字は一切欠筆されてはいない。また、曾祖以前では「縣」「懸」の二字が本文中にあつて該当するが、これは紹興本も同じく、共に欠筆はみられない。以上のごとく、巻三十一の欠筆は一定の時代に限られ、しかも、該当する「敬」「弘」「殷」の三字は前述のごとく、確実にすべて欠筆しているとすれば、この欠筆を単なる偶然と見做すことは出来ない。原金沢本巻三十一のこの三字に欠筆を如えるには、それだけの確たる根拠があつてのことであろう。この欠筆は、この巻が何れかの段階に於て宋刊本を底本として書写されたとの推定を可能にし、しかも、刊年の範囲推定の有力な資料にもなり得ると考えられる。

既に一の注⁽⁵⁾に挙げたごとく、『御堂閣白記』には少くとも二度に亘る白氏文集宋刊本の将来が記され、その寛弘年間は中國では北宋の真宗の代に当るので、この文集は北宋刊本とみて先ず間違ひあるまい。この記事にある文集では、どの

卷が将来されたかは知る由もないが、若し卷三十一もこの中に含まれていたと仮定すれば、その宋刊本に加えられている欠筆は、時代からみて、前表の示す通り、恐らくは金沢本のそれと同じく、「敬」「殷」「弘」の三字に限られていたとみてまことに間違あるまい。少くとも、金沢本卷三十一と同様の欠筆をもつ北宋刊本が、金沢本書写の寛喜年間以前にわが国に将来されていたとすることは、充分可能性のあることである。処が、同じく注に挙げた、『管見抄』に記載されている景祐四年直前に刊行された北宋本になれば、「貞」「徵」なども欠筆の該当文字に含まれるであろうから、これは適当ではない。

以上のことからすれば、原金沢本卷三十一を唐鈔本系統と見做すことには無理があり、宋刊本系統の本文と見做すべきであろう。しかもそれは、北宋にまで遡り得る可能性すら充分存するのである。

註
（1）この本はもと常熟瞿氏鉄琴銅劍樓所蔵（鉄琴銅劍樓宋金

元本書影）七参照）であつたが、後に北京図書館の有に帰した。

北京図書館編『中国版刻図録』第一冊に、「白氏文集 唐白居易撰 宋刻本 杭州／匡高二三・二厘米、広一四・四厘米。十

三行、行二十二字至二十九字不等。白口、左右双辺。全書分十帙、合数巻成一帙。葉排長号。卷中構字注犯御名、構字注

犯御嫌名。刻工賈璫、張通、李彥、金昇、乙成、李恂、毛詵、嚴忠、毛昌、顧忠等、皆南宋初年杭州地区良工，因推知此書

當是宋紹興間杭州地区刻本。原欠卷三十二至卷三十三凡二卷，明人影抄補全。文学古籍出版社印本，即拠此帙影印。」

とある。

（2）この表は長沢規矩也『宋刊本展覧会陳列書解説』（昭和八年刊）附載「宋本避諱字表」に拠る。

次にこの卷三十一本文の文字の形や書写について、宋刊本印字のそれとの関連に就て、項目別に述べる。

一 金沢本卷二十一～四十七までの十巻の首題卷次の書き方をみると、「文集卷第廿一」「同廿二」「同廿四」「同廿八」

「同卅八」「同卅九」「同卅一」「同卅七」「同卅七」のじとく、八巻分は何れも合字で書かれている（文集抄も「三三十一」「三三十一」「四十一」は何れも合字のみを載せる）。ところが、巻三三十一・三十三についてはのみ、首題、文集卷第三十一（尾題は巻第卅一に作る）、首尾題共巻第三十三（巻三十三については後に触れる）と、合字でなく書かれているのが注目される。

これと関連して、巻四十七の首題をみると、

文集卷第卅七

四
摺本

摺本

と、摺本よりの校合注が書入れられ、これによれば、刊本（摺本）も合字では書かれていなことが知られる。更に同じ巻の篇目のうち、

卅六 摺以下皆同 達聰明

四十 摺本以下同也 冊省官併俸

卅七（略）

（卅一～卅八迄略）

卅八（略）

卅九使官吏清廉

卅九備辺

にみられる二ヶ所の校合注をみて、摺本は「三三十一」「四十」などに作られ、合字で書かれていなことが知られる。

更に、巻五十四の本文はその奥書にも明記されているじとく、摺本を底本としたものであり、その本文の中に、

(2412) 奉和汴州令狐令公二十韻

(2453) 歲旦家宴戲示弟姪等兼呈張侍御二十八丈殷判官二十三兄

の例がある。「菅」「菅本」とは、いうまでもなく、菅家本による校合注であり、それは唐鈔本系と見做されている。

以上の諸例からすれば、文集「巻三十一」とある巻次の書き方は、摺本に拠るものとの推定も充分可能である。

二 次に、前述の復元の結果よりみて、塗抹以前の本文の原文字が刊本（ここでは紹興本を使用）と同じ字形であつたものを、金沢本をも含め、当時の写本に普通に使用されている字形に改変されている例を挙げる。

(イ) 原本文の「職」に加筆して「職」又は「職」に改められている例。この巻での使用例は二十四ヶ所みられる。そのうち、「職」のまま残されているのは三例が認められるだけであり、他の二十一ヶ所はすべて加筆して「職」に訂正されている。写真のみでこの文字をみれば、何れも偏のみが不當に肉太に見える。そして、加筆をすれば最初から「職」に書かれているのは一例も見当らない。この外「百〔戦〕綱維」(1523)と、原本文の文字が「戦」に誤写されていた個所が「職」に改められている例があるが、無論これは原本文とは無関係であるといえよう。尚、前述した異筆継足分四篇中には二ヶ所に用例がみられ、これは共にはじめから「職」に作られている。

玉篇に「職俗職字」とあり、さすれば、紹興本は正字を使用しているわけである。処でわが国では類聚名義抄（天理図書館蔵）は正字を載せず「身」偏類に「職」を収め、色葉字類抄三巻本（前田本・黒川本共）もすべて「職」を使用する。

金沢本で調査しうる全二十巻のすべての用例を調査しても（巻三十三の例については後に触れる）、「職」に作る例は見当らない。とすれば原金沢本巻三十一の二十一例、及び手の加えられていないままの三例の「職」は、何れも刊本の投影とみることも可能と思われる。

(ロ) 刊本の印字「士」の投影と推定される例。宋刊本紹興本は「七」の印字をすべて「士」に作る。巻三十一には、

(1528・題) 鄭余慶楊同懸等十人^士母追贈郡國夫人制

(〃) 勅鄭余慶^士母某氏等

(1536・題) 高鐵等十人^士母鄭氏等贈郡太君制

と、三ヶ所、紹興本印字とほぼ同じ字形の個所が認められる。

と同時に、次の三例がある。

(篇田) 鄭余慶楊同懸等十人 (毒) 〔愚歎〕 追贈國夫人制

(〃) 高錢等二十人 (毒) 鄭氏等贈太君制

原本文では「**士**」と「母」が一字であると見做されたのか、引用例のように書写され、前者では、校訂時に「**要歎**」が加えられるが、結局、共に「**士**」「母」という二字に分離するよう改められ、前者の校注は塗抹されている。また、

(1536) 勅起居郎高錢 (15) 母熒陽郡太君鄭氏等

では恐らく「**士**」が「**士**」と誤写され、それに加筆され「**士**」に改められている。

以上の三ヶ所とも「**士**」が誤つて扱われているか、或いは誤写されている点で共通するのであり、書写に当つて、この字形が見慣れたものではなかつたために誤つたものと推測される。

更に、この誤写は「**士**」を字画の中に含む他の文字についても同様のことが起り、

(1523) 挞 (〔妾〕一動之輪 原本文の「妾」にみせ消ちを施し、後これを塗抹し、その上に校注に従つて「**要**」を加え、注も消されている。

(1528) 不大封崇是 (〔志〕 報施 原本文の文字にみせ消ちを施し、後これを塗抹す。その上に、校合注に従い「**要**」を書き加え、校注も消されている。

この一例の場合も、底本の「**忘**」「**妾**」の一部に当る「**士**」が夫々「立」「土」に誤り写されたに相違なく、前の三例と同様の過程が窺えるのである。「**士**」の字については、名義抄には「**亡**」「**士**」は共に記載されるが、金沢本に於ては、卷四十七のみに「**士**」が多く認められるのを除けば、他の巻では何れも「**士**」が圧倒的に多くみられる。「忘」については、名義抄は正字として「**忘**」を挙げ（説文、「忘不識也」）、他に「**忘**」を載せるが、「忘」は見当らない。字類抄（前田家本）も「**忘**」。

「ワスル」のみを載せる。「妄」は名義抄には見当らない。「妄」「忘」共に金沢本では、卷により若干の出入りがあるが（特に卷四十七は何れも「亡」「妄」「忘」を作る）、多くの卷は何れも「妄」「忘」のみが記されている。その他、金沢本何れの卷にも、「准」「僕」「忙」「蕉」「莊」なども広く使用されている。

以上の誤写例から、「亡」及びこれを一部に含む若干の文字は、宋刊本の印字よりの投影とみるのが妥当と思われる。
(ハ)本文の原字を「賞」を作る個所が五ヶ所あり、何れも加筆して「賞」に改められている。紹興本は無論「賞」を作る。名義抄は「賞」「賞」を共に載せるが、金沢本は各卷とも「賞」に書かれている。

本文の原字を「糾」を作る個所が二ヶ所あり、何れも「糾」に改められている。紹興本は「糾」（他の刊本には「糾」もみられる）を作る。名義抄・字類抄共に「糾」のみを載せる。

本文の原字を「悉」を作る個所が一ヶ所あり、起筆の「ノ」のみを消し、「悉」に改めてある。名義抄「悉」を正字とし、「悉」をも載せる。金沢本は各卷すべて「悉」に書写され、用例は少いが「審」も「審」を作る。

本文の原字を「京」を作る個所が二ヶ所あり、加筆して共に「京」に改めてある。紹興本は「京」を作る。名義抄・字類抄共に「京」のみを載せる。金沢本を全卷に亘つて検すれば、これと同様に、「京」「景」「涼」「就」「諒」「棕」「鯨」が広く使用されていることが知られる。

以上の諸例も前に述べた例と共に、原金沢本に於ける宋刊本の印字の投影を示唆するに足りよう。

三 次にこれは原字に加筆、或は一部を抹消するという操作は特に加えられてはいないが、金沢本の他の卷に比し、或いは当時の写本類に照し、特に書写上注意を要する文字若干を挙げる。

「等」「節」この両字は、金沢本の他の卷では無論「等」「節」も時に交るが、夫々「等」「節」（又は「節」）が主として使用されているのに比して、この卷では「等」を作る個所が二十ヶ所、「等」と書く個所が十ヶ所あり、また「節」を作

る個所が十ヶ所、「節」と書かれる個所が九ヶ所あつて、他の巻とは逆に、正字が極めて多いことが注目される。紹興本では無論すべて正字に作る。

「凡」 この傾向はこの字についても同様であり、金沢本の他の巻では「凡」が多く使用されるのに、この巻では、「凡」が一ヶ所のみで、「凡」が三ヶ所になつてゐる。紹興本はすべて「凡」に作る。

「憲」 またこの字についても同様であり、金沢本の他の巻では殆んど「憲」に作るのに、この巻では「憲」が四ヶ所に使用され、他に、

(1515・題) 河陰令韋同憲授博鄭令

(1519) 以宮坊之寮憲府之職隨名秩

(1529) 自京府掾仮台郎憲職以命之

の例がみられる。この三例とも本文は何れも「憲」であるが、この字と「憲」とが同字であることを熟知しないためか、はじめの例では特に「イ」本よりの校合注が施されてゐるし、後の二例は校合注ではないようであるが、これも二字が同字であることを示すためか、殊更、書入が施されている。無論紹興本はすべて正字が使用される。名義抄は「憲」「憲」の両方を載せる。

金沢本の書写は数巻毎に筆を異にし、まま同じ巻の中にも途中に異筆が認められることがあるように、多数の手が加わつてゐる。書写に際しては、各人の書き癖が出るのは当然であり、例えば、卷四十一についていえば、「等」は十七ヶ所すべて「寺」に書き、「職」は十ヶ所すべて「職」に書くといふように、当時の通行と同じであるのに、「節」に關してのみ七ヶ所は「節」に、そして二ヶ所のみ「節」に書いてゐる。その「節」を多用することなどは明かに一種の書き癖と見做すべきであるうし、また、卷四十七に於ても、「亡」を必ず「死」(十六ヶ所の全部)に作り、「忘」「妄」についても、普

通みられる「忌」「要」は全くみられない。但しこの巻についても、この三字を除けば、他の巻と同じく、「職」は十五ヶ所すべて「職」に書かれ、「節」は四ヶ所すべて「節」に書かれている。前の三字については、これも一種の書き癖と認めてよからう。

ところが、巻三十一の場合は、この一部限られた文字に対する書き癖として看過し得ない程に、当時書写に普通に使用される字形と異なり、宋刊本の印字に使用されている形に似せられることをも含め、殊更正字で書かれているのであって、これらの事は、刊本の印字よりの投影と推定するのが最も自然と思われる。

これに関連して、比較の意味から、明かに刊本を底本とした巻五十四と、奥書には明記されてはいないが、諸種の情況から巻三十一の場合とほど同様、刊本よりの投影が期待される巻三十三との両巻の文字についても若干触れよう。

巻五十四は刊本に拠ることが明かであるにも拘らず、その本文を仔細に検討しても、文字に関しては、欠筆も認められず、刊本よりの投影の片鱗すらも認め難い。これは刊本を底本としながら、それを忠実に転写するというよりも、文字等については、当時の通行に従つたのであろうか。更に改めて検討を加えたい。

これに対し、巻三十三は刊本に拠ることは明記されていないが、欠筆もあり、字形などに関するても、これまで述べてきた巻三十一の場合と酷似する。

(1) 先ず、唐鈔本系統の本文に認められる空格は一ヶ所も見当らない。前述、宋刊本にみられる欠筆は、

「玄」 明かに「玄」に作るもの二ヶ所。末画が補筆か、初から欠筆していないか、断定し得ないもの一ヶ所がある。

「敬」 明かに欠筆し末画を欠くもの一ヶ所。その欠筆の字に補筆して「敬」に改めたもの一ヶ所、末画が補筆か否か断定し得ざるもの一ヶ所、欠筆せず「敬」とするもの四ヶ所である。

「弘」 欠筆しないものの一ヶ所、末画が補筆か否か断定し得ないもの一ヶ所。

「貞、媾、縣」何れも欠筆しない。尚、本文上、「殷」「灤」の使用例はこの巻にはない。

(乙)巻三十一の場合と比較の意味から、字形に關し、若干の例を挙げれば、

「職」「等」「節」「職」は本文の原字「職」に補筆して「職」又は「職」に改められたもの十ヶ所、「職」とあつて起筆の「ノ」が補筆か否が断定し得ないもの二ヶ所。「等」は正字「等」とするもの十九ヶ所、「等」に作るもの三ヶ所。「節」は正字「節」とするもの十二ヶ所、もと「郎」に作り、補筆して「節」に改めたもの一ヶ所である。

「賞」原字を「賞」に作り、補筆して「賞」に改めたもの、一ヶ所がある。

「憲」「亡」「忘」正字の「憲」のままのもの四ヶ所、「憲」は一例も認められない。「亡」の四例、「忘」の一例、何れも宋刊本印字に近い字に作られている。

「諒」「景」「就」原字「諒」に加筆して「諒」に改めたもの十ヶ所、「諒」のままのもの一ヶ所。同じく「景」は一ヶ所は「景」に改め、一ヶ所は正字のままである。「就」も加筆して「就」に改めたもの一ヶ所がある。

「鳥」「鳥」に作るもの一ヶ所、他の一ヶ所は「鳥」を「鳥」に誤つたものであり、當時普通に使用される「鳥」は全く見当らない。

巻三十三の本文については改めて検討を要するが、巻三十一ほど正確ではないにしても、この巻にも幾つかの欠筆個所を存する点、それにひきかえ、空格が全く存しないことなどからみて、ここでも当然、底本として宋刊本が使用されたことが推測される。しかもこの欠筆の存する両巻についてのみ、「職」「等」「節」などの文字についても、金沢本の他の巻や当時の写本類に普通に認められる字形の使用例が少なく、多く正字が使用される点で、両巻には明かに同一傾向が看取されるのである。尚、両巻の本文は異筆であつて、この類似を同一人の書き癖に帰せしめるることは無論出来ない。

以上のことから、巻三十一が宋刊本と密接な関連を有することは、ほゞ疑を容れる余地はないものと思われる。

以上、白氏文集金沢文庫本卷三十一について、種々検討を加えてきた。⁽¹⁾その結果、この巻が唐鈔本系統の本文を主体とする金沢本各巻の中にあるて、前述の巻五十四（或いは巻三十三をも含めて）などと共に、宋刊本系統の本文を有する巻であること推定せしめるに足る、多くの事実を見出すことが出来た。

但し、巻五十四にあつては、刊本（摺本）に拠ることが、その奥書にも「此巻書写之本欠之間尋摺本書入（下略）」のごとく明記されているのに反し、この巻の奥書、

文集卷第卅一

時会昌四年孟夏（既出、下略）

寛喜三年^{辛卯}十二月十六日書写唯寂房寂有書之

貞永二年正月八日朱點了

同二月廿六日委點了 右金吾校尉奉重

嘉祐二年三月廿五日比較与唐本訖

建長四年正月廿二日伝下貴所之御本移點了

の何處にも、刊本との関連を示す個所は全く見当らない。

しかも、本文に施されている校合注には、摺本からも多数採られている。とすれば、寛喜三年に書写された本文については、書写した者及びその後校定に従事した者の何れもが、この本文を摺本と関連なきものとして取扱つたことは明かである。それにも拘らず、この本文が宋刊本系統であるとするためには、寛喜三年書写に使用された底本そのものが、それ以前の何れかの段階に於て、宋刊本に拠つたものとみるより外はないであろう。

何れにせよ、原金沢本巻三十一は宋刊本系統の一本に拠つてゐることはほぼ間違いない。しかもそれは、欠筆から判断すれば、北宋刊本である可能性もかなりの確実度をもつてゐるのである。北宋刊本白氏文集は記録の上でこそ存在するが、実物は現存せず、これまで、いわば幻の刊本であつた。北宋刊本そのものではないにせよ、若しこの巻三十一がその本に拠つたとすれば、寔に貴重な存在というべきである。

(一九七一年十月二十七日稿)

註

(1) 今回は本文の内容上からの検討は一切加えなかつたが、巻三十一、三十三については、本文と校合注との内容上の質的比較も当然取上げられねばならない。結論のみをいえば、唐鈔本系統の巻に於ては、本文と校注を比較すれば、原則的に

本文の方が良質である。処が巻三十一及び三十三は寧ろその逆であつて、校合注の方が本文よりも原則的に優れている。この点からみても、巻三十一（及び巻三十三）は他の巻とは異質である。この巻本文の内容に關しては、稿を改めて検討したい。

白氏文集金沢文庫本の長期に亘る閲覧、調査については、西村清氏をはじめ大東急記念文庫諸氏の一方ならぬ御懇情を辱くし、また、天理図書館当局の御高配も賜つた。平岡武夫氏には何時もながら種々御教示を辱くした。各位に対し深甚なる謝意を表する。昭和四十六年九月十八日、慶應義塾藝文学会に於て、同題にて本稿の要旨を発表した。その後補訂を加えたのが本稿であり、論旨は当時と全く變つていない。